

## ウェブページの作成について

### 1 目的

第19回愛媛県知事選挙に際し、投票方法、選挙違反、その他選挙に関して必要な情報を広く有権者に提供するとともに、選挙結果を速やかに周知することを目的としたウェブページを作成、公開する。

### 2 内容

#### (1) コンテンツの作成

ウェブページを閲覧及び利用する者が理解し易いようにデザインの処理・加工等を行う。次に掲げる事項については必ず盛り込むものとする。

##### ①第19回愛媛県知事選挙のお知らせ（内容は、別途、県選挙管理委員会から提供）

- ・投票参加及び選挙期日の啓発
- ・選挙区
- ・投票をすることができる人の要件
- ・投票時間
- ・期日前投票（期日前投票所の一覧を含む。）
- ・不在者投票（不在者投票施設の一覧を含む。）
- ・選挙一口メモ

##### ②第19回愛媛県知事選挙の投開票状況

#### (2) 作成及び運用管理

##### ①アクセシビリティ等

###### (i) 動作環境

パソコン向けだけでなく、携帯端末（スマートフォン及びタブレット等）向けの表示に対応すること。

###### (ii) 作成にあたっての留意事項

- ・マークアップ言語、スタイルシート言語については「HTML 5」「CSS3」の規格に準拠すること。
- ・一般的に普及しているOS、Webブラウザ（Internet Explorer11、Edge、FireFox、Safari、Google Chrome 等）により、支障なく利用できること。
- ・当該業務の実施にあたって、制作するコンテンツについては、「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成方法に関する指針」及び「JIS X 8341-3:2010（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェアサービス—第3部：www コンテンツ）のAA項目」に準拠したものとする。
- ・(x)html、CSS 及びアクセシビリティに関して、チェックツール等を用いて実施すること。また、各種検証結果を別添様式に取りまとめた上で提出すること。（紙媒体、データ形式 各1部提出）

○(x)html 構文 チェックツール (<http://validator.w3.org/>)

○CSS の確認 チェックツール (<http://jigsaw.w3.org/css-validator/>)

○アクセシビリティの確認

チェックツール（総務省作成「みんなのアクセシビリティ評価ツール（miChecker）」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/miChecker\\_download.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/miChecker_download.html)

## ②サイトの運用管理

Web サーバをホスティングサービス（レンタルサーバー）等により受託者が用意し、サイトの保守管理を行うこと。（サーバの設置場所は、日本国内に限る。）

### (i) サーバ保守・運用管理（ドメイン管理を含む）

- ・ドメインの取得、管理を行うこと。なお、ドメイン名は、県と調整の上決定すること。  
(汎用型 JP ドメイン予定) 障害発生時には迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。

### (ii) サイト更新

- ・県からの指示によりコンテンツの更新を行うこと。（随時）
- ・選挙当日の投開票状況及びその他選挙に関する緊急のお知らせについては、県が更新を行うため、簡易な操作による更新機能を持たせること。なお、その際には、県の仮想端末からのアクセスを可能とすること。
- ・上記について、県への更新機能の付加が難しい場合には、県の指示で即時対応できる体制をとるなど代替措置を検討すること。

### (iii) 投票結果及びアクセス数

- ・投票期間終了後、サイトへのアクセス数（月次集計締め・日別明細）を取りまとめて速やかに県へ報告すること。なお、投票期間中においても、県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。

### (iv) その他

- ・県からの問合せ等に対応すること。対応時間帯は、原則として、平日（土曜、日曜、祝祭日、年末年始の閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

## 3 結果公開ページの作成

結果の公開ページを愛媛県選挙管理委員会の現ホームページに追加構築すること。内容については県庁担当者と相談の上、実施すること。

## 4 情報セキュリティ対策

受託者は必要な情報セキュリティ対策を行うこと。

### (1) ログイン ID・パスワードによるアクセス制限措置

#### ① 対象

ログイン ID 及びパスワードによるアクセス制限は、以下のすべての項目について対策を徹底すること。

ア サーバ自体の管理機能（Web 画面等）

イ Web コンテンツ更新機能（Web 画面）

ウ サーバ管理上、有効化しているすべての接続機能

#### ② 対策内容

パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号のランダム組合せ、最低8文字以上）にするとともに、継続的に短周期（最低でも年1回以上）でパスワードを変更すること。

また、ホームページの更新・管理等に係るアクセス（SSH、FTP 等）については、ID・PW のベーシック認証だけでなく、IP アドレスを限定するなど、第三者の不正なアクセスを防止する対策を講じること。庁内 LAN からのアクセスについては、IP アドレスが固定できないため、二段階認証などの異なる対策を組み合わせる実施すること。

### (2) その他の情報セキュリティ対策

- ① ウイルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- ② サーバ上の不必要なサービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。
- ③ サーバOS、ミドルウェア、ソフトウェア等のセキュリティパッチを定期的に適用し、脆弱性を放置しない管理が必要であること。
- ④ サーバ上のアクセスログの定期的な取得及び確認を行うこと。
- ⑤ サーバ提供事業者、情報政策課等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。
- ⑥ Web サーバに対するコンテンツ更新元の端末機、及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- ⑦ 使用ドメインは、委託期間終了後、1年間は確保しておくこと。

## 5 その他

- (1) 著作権の取扱いは、委託契約書の規定によるほか次の各項目のとおり取り扱うものとする。
  - ① 受託者は、作成された成果品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果品のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、検査完了をもってすべて県に移転するものとする。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
  - ② 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品にかかる著作権人格権を行使できないものとする。
  - ③ 成果品の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。
- (2) その他、詳細については県及び県選挙管理委員会との打合せにより実施すること。